

序

章

「四国のみんなが」であるために
「人がみんなが」であるために

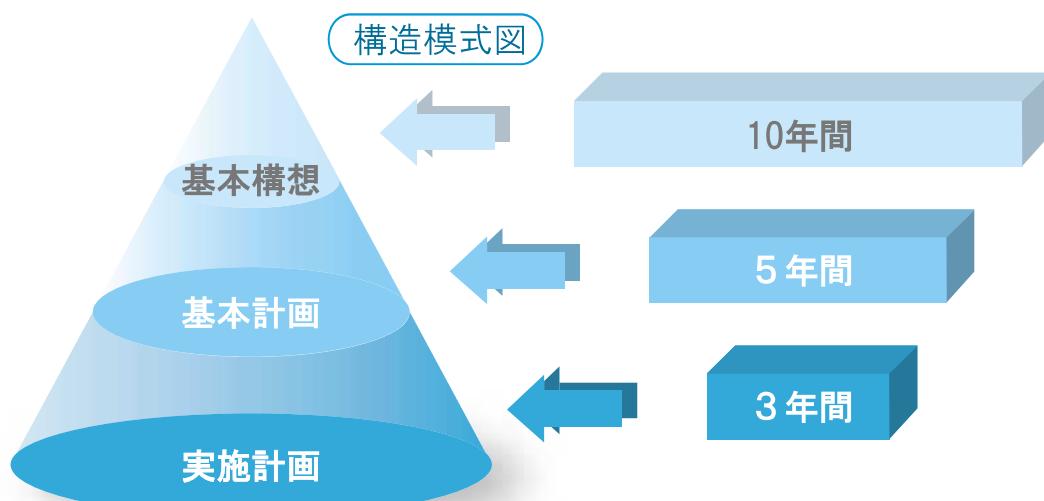
はじめに

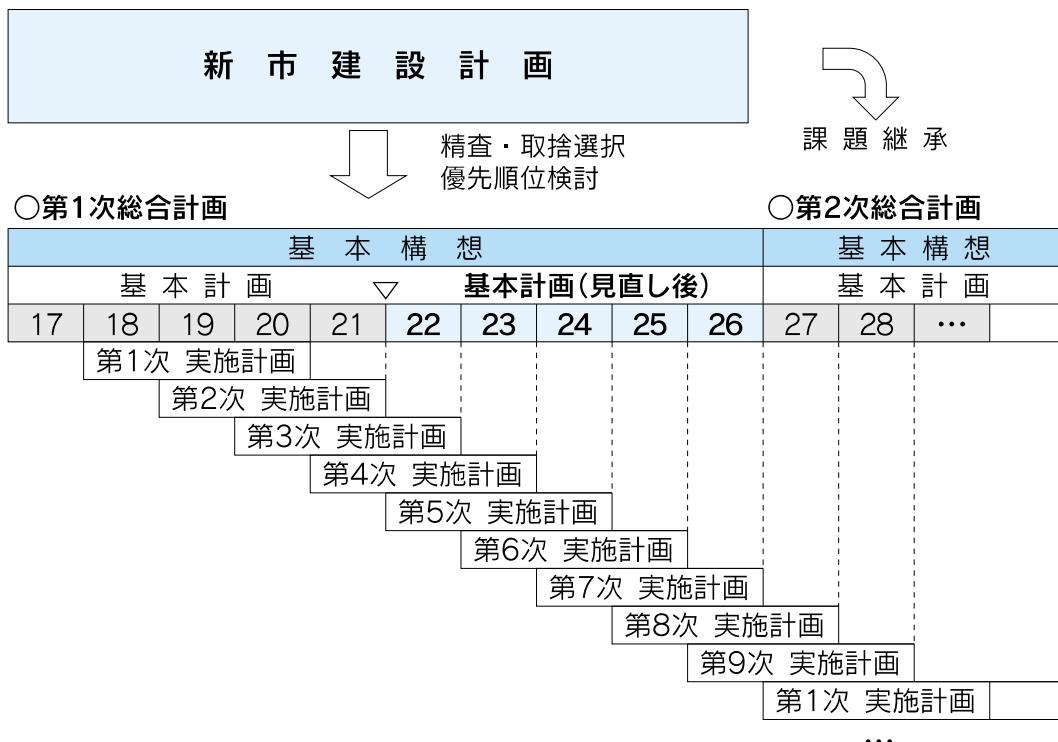
第1節 四国中央市総合計画後期基本計画の概要

1. 計画策定の趣旨

四国中央市は、平成17年度「新たなまちづくりの指針」として、平成26年度(2014年)を目標とした「第一次四国中央市総合計画」を策定しました。この「総合計画」は、地方自治法第2条に規定される「基本構想」とその具現策の大綱である「基本計画」及び直近3年間の年次計画を1年ごとに見直す「実施計画」の3本柱で構成されています。このうち、基本構想については平成17年3月定例市議会において議決され、成案化されました。基本計画は、この基本構想の理念を具現化させるための各施策の大綱となるのですが、その計画期間については基本構想と同様に合併後10年間と定め、平成26年度を目標年度としています。しかしながら、当市を取り巻く社会情勢や財政状況を勘案し、急速な状況変化に対応できる計画とするため、本年度(平成21年度)、平成22年度から5年間の基本計画を見直し、後期基本計画を策定しました。

2. 計画行政の体系





3. 計画の構成

後期基本計画は、基本構想の将来都市像に基づく6つの施策の柱で構成されています。

～「四国のまんなか」であるために～

第1章 潤いある環境をつくる（環境共生都市）

第2章 高度な産業構造をつくる（高次産業都市）

第3章 交流の基盤をつくる（四国交流拠点都市）

～「人がまんなか」であるために～

第4章 みんなでつくる（協働都市）

第5章 安心できる暮らしをつくる（健康・福祉都市）

第6章 人材と文化をつくる（生涯学習都市）

4. 計画の期間

平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間

5. 基本計画見直しの考え方

前期基本計画を基礎として、現時点での人口推計や財政状況を勘案し、前期基本計画を点検のうえ、統廃合計画等を踏まえ、集中と選択に視点を置きながら、未着手事業については、緊急性の高いものやより具現性のある事業を抽出し、新規事業としては、安心・安全の事業を中心に新たな時代に即した事業を追加しました。

第2節 四国中央市を取り巻く環境

1. 少子・高齢化社会へ

わが国の人口は、現在の約12,700万人から、16年後の平成37年には、約11,000万人まで減少するという予測があります。（国立社会保障・人口問題研究所 平成18年12月推計）

また、本市の人口は、平成17年度の国勢調査では92,854人でしたが、平成22年度の国勢調査予測では、90,334人となることが国立社会保障・人口問題研究所（平成20年12月推計）で発表されています。

さらに、平成32年には83,578人のうち年少人口が9,013人となり65歳以上の老人人口が27,252人となりの高齢化率32.6%の予測も出されています。このことから、今後も人口減少、少子高齢化に拍車がかかるものと推測されます。

今後、これらの課題を解決するには、交流人口の増加や定住促進などによる人口減少対策を実施することが肝要となります。家庭や地域においては、行政、企業やボランティアなどが一体となって地域社会を守っていくとともに、情報共有や地区外との連携を深めることで、魅力あるまちづくりを推進することが必要となります。

2. 環境共生の時代

地球規模での、環境問題が深刻化している中で、社会システムは、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済重視から、継続可能な低炭素社会をつくるという環境重視へ急速に移行しつつあります。

本市においても、人的および物的資源を活用し、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを実践し、環境への負荷を小さくする新たな取り組みが求められています。

3. 安心、安全なまちづくり

わが国においては、毎年、大規模災害などによる被害の報告が多くなっています。特に四国では、東南海や南海地震等の地震災害が高い確率で予測されるため、防災対策の重要性が高まっています。

今後、行政と市民との役割を明確にし、それぞれの役割を果たすことで、災害による被害を最小限に止めることができます。

4. グローバル化、高度情報化社会へ

本市における高度情報化社会に対する施策は、全市域全体をカバーするブロードバンド網の整備による、CATV、インターネットなどの推進で、市民の多様化するニーズや、住民生活の利便性、地域経済の活性化に大きく寄与しています。今後は、情報インフラの積極的な活用が求められています。

5. 地方分権の進展

国は、地方分権改革において、「地方が主役の国づくり」を提唱し、基礎自治体優先の方針を打ち出すとともに、「国と地方の協議の場」を設けようとしています。一方、地方自治体においては、自らの行財政運営についての透明性や自浄性を高め、住民の信頼を絶えず確保することや人材育成など将来にむけた行政能力向上の努力も同時に求められています。

今後、基礎自治体・地域住民は、自治体経営や地域経営に自ら工夫して、自己決定・自己責任による自治の確立を目指すことになります。

6. 市民と協働のまちづくり

平成19年6月に制定された自治基本条例に基づき、タウンコメント手続条例、住民投票条例、審議会等の運営に関する指針などの個別条例、規則等が整備されました。

今後は、この条例や規則等の活用により、市民と協働によるまちづくりをさらに進めいくことになります。

第3節 新市建設計画との整合性

合併前、平成15年8月に策定された「新市建設計画」は「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により、合併協議会での策定が義務づけられた計画であり、いわば「合併協定項目」の一つであると言えます。また、総務省通達では「新市建設計画に基づく事業」であることが合併特例事業として認定される条件と定めており、事業に充当される合併特例債を借り入れるためには、まずこの新市建設計画に掲載されていることが第一条件となります。言い換えれば、新市建設計画は合併の是非を判断する材料であるとともに、合併後の財政特例措置（合併特例債）の担保となる性格をも有しています。従って、他の計画や条例などと同様に、合併前に策定されたものであっても合併後においてその効力を失するものではありません。むしろ、同計画の進行管理をチェックするために土居町及び新宮町に地域審議会が設置されているように、合併後も同計画は尊重され、具現化されるべきものであります。

これに対し、総合計画は地方自治法の規定に基づき策定される基本構想を核とした計画であり、合併による新市といえどもその規定の例外とはなりません。従つて、合併新市には例外なくこの2つの計画が並立して存在し、その整合性を図る必要が生じます。どのように、その整合性を保つかについては、行政運営責任者である市長が財政状況等を勘案しつつ取捨選択し、優先順序を付することによって行われることとなります。具体的には新市建設計画の中から、より緊急性・具現性の高いものを抽出し、基本計画及び実施計画に記載される形となります。ただし、10年間という長期間において、新たな行政需要から生じた事業については、新市建設計画に掲載されていない事業であっても実施する場合がありますし、それが合併特例債の充当を必要とする事業であれば、同計画を変更する場合もあります。

近年、国の補助金や交付税の見直しなどによる財政改革には合併前の予想を上回るものがあり、地方財政は極めて厳しい局面を迎えていました。いわば合併公約である新市建設計画についても、そのあまりに早い状況変化から、適正な見直しを余儀なくされており、今回の基本計画の見直しにおいては下の表に示すとおり、かなりの事

業費の圧縮および事業の先送りまたは中止を行いました。

今後も、施設の統廃合などで行政効率の向上を図るとともに、先送り事業については、第二次総合計画策定時において、再度検討することとなります。

【新市建設設計画と基本計画における事業比較】<当初>

(普通会計 単位：百万円)

区分	新市建設設計画	基本計画	比較
普通建設事業費（財政計画ベース）	92,241	60,000	△32,241
主要建設事業費（積算ベース）	88,113	57,545	△30,568
上記事業費に充当予定の合併特例債	40,144	20,261	△19,883

【新市建設設計画と基本計画における事業比較】<見直し後>

(普通会計 単位：百万円)

区分	新市建設設計画	基本計画	比較
普通建設事業費（財政計画ベース）	92,241	43,865	△48,376
主要建設事業費（積算ベース）	88,113	36,646	△51,467
上記事業費に充当予定の合併特例債	40,144	17,642	△22,502

※「普通建設事業費（財政計画ベース）」とは、10年間における財政収支計画における普通建設事業費であり、予算的な性格を持つものです。これに対し「主要建設事業費（積算ベース）」とは、実際に事業費を積算した合計額で、原則として500万円以上の普通建設事業費の合計となります。